

持参された写真により免許証又は運転経歴証明書の作成を希望される方の手続きについて、ご案内しています。

1. 持参写真の要件

- ・ 申請前6か月以内に撮影した無帽
(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別できることができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)
- ・ 正面
- ・ 上三分身(胸から上の写真)
- ・ 無背景

2. 申請要領及び交付

受付時に「持参した写真で運転免許証を作成したい」旨、申し出てください。

免許証の交付は運転免許センター(松江)は即日交付しますが、運転免許センター(松江)以外は後日交付となります。

要件に該当しない場合は、お断りすることがあります。

写真を持参された場合でも手数料に変更はありません。

3. 不相当と認められる写真の主な例

- ・ 申請前6か月を経過しているもの
- ・ 背景があるもの
- ・ 無背景でも、背景の色が(赤、黒等)のもの
- ・ 大きさが縦3cm×2.4cmのサイズに切っても上三分身とならないもの
- ・ 顔のみのもことや上半身のもの
- ・ マスク等をしていて、顔が確認できないもの
- ・ 加工(修正)しているもの
- ・ 極端に目を開けていたり、目をとじているもの
- ・ 前髪が目にかかっているもの
- ・ 眼鏡(サングラス)で目が確認できないもの
- ・ 色彩の強いカラーコンタクトレンズを使用しているもの
- ・ 現在の容姿と著しく相違するもの
- ・ 鮮明でないもの(ぼやけている)、写真に汚れ、傷があるもの